事故報告に関するＱ＆Ａ

令和７年３月宮崎市介護保険課作成

※本市に報告が不要な場合でも、各サービス提供中に介護事故が発生した場合は、事故の状況及び採った処置について記録し保管するようにしてください。

	質問	回答
1	今回の改定で主にどのような報告が減りますか。	これまでは医師の診断（医療機関受診等）に関わらず「意識消失」「誤薬・与薬もれ」や「離設」もご報告いただいていましたが、「２．報告対象」の①～③に該当しないものは報告不要となります。 ※報告件数は３分の１程度減ると見込んでいます。 ※本市に報告いただく事故は要領のとおりですが、それ以外の介護事故が発生した時の事故の状況及び採った処置に関する記録は、各施設・事業所で保管してください。
2	今回の改定で報告の期日はどう変わりましたか。	これまで死亡事故は、事故発生後３日以内としていましたが、事故発生後５日以内としました。
3	誤薬・与薬もれ・落薬があっても、医師の診断（医療機関受診等）がなく、処置等を要さなかった場合は、報告不要ですか。	ご見解のとおり報告不要です。 本市への報告は不要ですが、事故の状況及び採った処置に関する記録は、各施設・事業所で保管してください。
4	離設して、無事に帰設、怪我もなく、医師の診断（医療機関受診等）及び処置等を要さなかった場合は、報告不要ですか。	ご見解のとおり報告不要です。 本市への報告は不要ですが、事故の状況及び採った処置に関する記録は、各施設・事業所で保管してください。
5	負傷したが、医療機関に受診せず、主治医への電話相談のみ（診察や診断なし）行い、施設内で処置し経過観察した場合は、報告不要ですか。	ご見解のとおり報告不要です。 ただし、オンライン診療により診断を受け、医師の指示のもと投薬、処置等何らかの治療を行った場合は、報告が必要です。 また、本市への報告は不要ですが、事故の状況及び採った処置に関する記録は、各施設・事業所で保管してください。
6	往診は受診に含まれますか。	含まれます。
7	医療機関受診しレントゲンやＣＴ検査を施行後、「異常なし」や「経過観察」となった場合は、報告不要ですか。	医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故」に関しては報告が必要です。「処置等」には、検査を行ったものも含まれますので、報告が必要となります。
8	医療機関受診しレントゲンやＣＴ検査を施行後、「異常なし」や「経過観察」となったものに関しては、どう記載したらよいか。	事故報告書の「５事故発生時の対応」の「診断内容」の「その他」の欄に記載をお願いします。
9	訪問・通所系サービスにおいて、サービス従事者が利用者の自宅を訪問した際にすでに転倒・転落していた場合は、報告不要ですか。	介護サービス事故は、「サービス提供中に発生したもの」を基準としているため、サービス提供前に自宅で発生した事故については、原則、報告不要です。 ただし、有料老人ホームが居宅の場合は有料老人ホームの方で報告が必要です。
10	転倒・転落事故が発生した際、様子観察していたが、数日経って医療機関を受診した場合は、報告不要ですか。	事故直後に限らず、医療機関の受診が当該事故に起因し投薬・処置等、治療を要した場合は、報告が必要です。
11	報告方法について知りたい。	原則電子メールでの報告をお願いします。その際、件名に「事故報告書提出」と記載してください。個人情報のため送付の際には十分留意してください。メールでの報告が難しい際はご連絡ください。
12	死亡事故の場合は聞き取りがありますか。	死亡事故に関しては、後日来課していただき聞き取りを行っています。直接来課される際は事前にご連絡ください。